

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本 題】	厚生年金基金の平成23年度財政決算結果について……………	P1
【コ ラ ム】	確定給付企業年金の文書の保存期限について……………	P7

厚生年金基金の平成23年度財政決算結果について

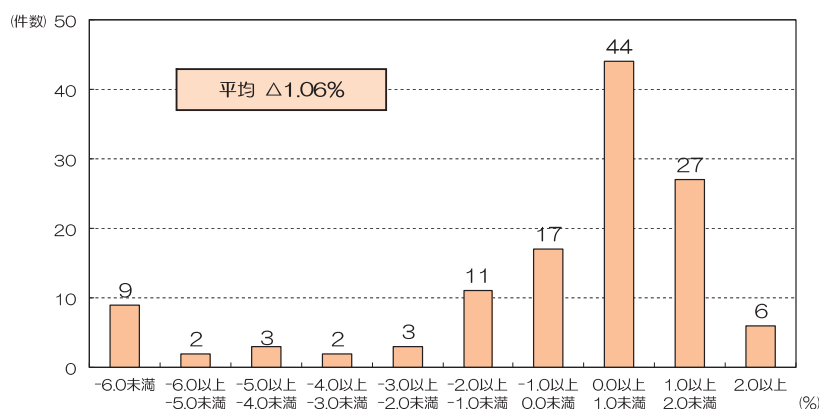
1. はじめに

弊社総幹事の厚生年金基金（以下、「基金」と言います。）124基金の平成23年度財政決算結果がまとまりましたので、資産運用利回りの分布状況および財政検証の結果の概況等をご案内します。

2. 資産運用利回りについて

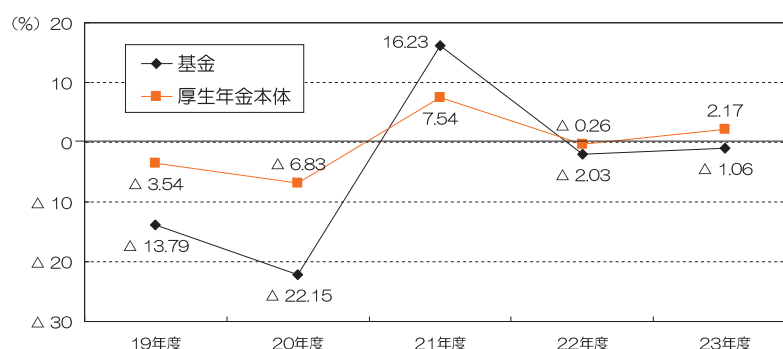
＜図1＞は、平成23年度資産運用利回り（運用報酬・業務委託費等控除後）の分布を表したグラフです。平成23年度の資産運用利回りは Δ 1.06%と平均値ではマイナスですが、過半数の基金においてプラスの利回りを達成し、昨年度と比較して利回りが2～3%改善した基金が全体の約半数にのびりました（＜図2＞ご参照）。

＜図1＞資産運用利回りの分布状況（平成23年度）



（注）基金の利回りは、運用報酬・業務委託費等控除後のもの。

＜図2＞資産運用利回りの推移

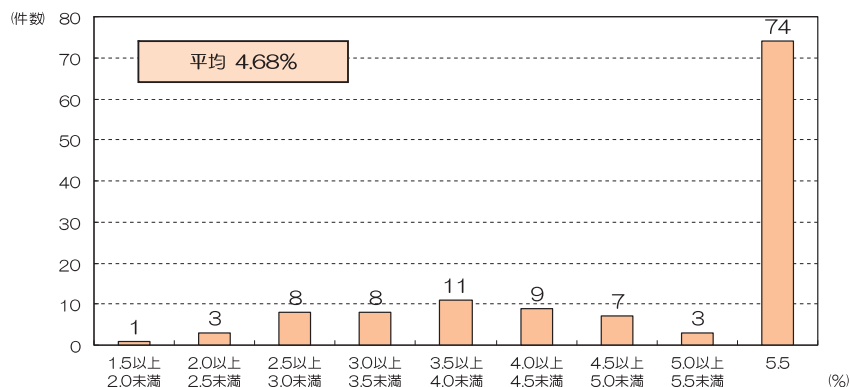


（注）基金の利回りは、運用報酬・業務委託費等控除後のもの。

厚生年金基金の平成23年度財政決算結果について

理論的には、代行部分に関しては厚生年金本体と同じ運用利回りを、プラスアルファ部分においては予定利率と同じ運用利回りを達成すると、利差損益は発生しません。しかしながら、今年度の厚生年金本体利回りは2.17%であり、プラスアルファ部分の予定利率（＜図3＞ご参照）を考慮すると、平均して3%程度の利回りを確保しなければならず、多くの基金で利差損が発生しました。

＜図3＞予定利率の分布状況（平成23年度）



（注）加算型の基金については、加算部分の予定利率を集計している。

3. 積立水準（継続基準・非継続基準）について

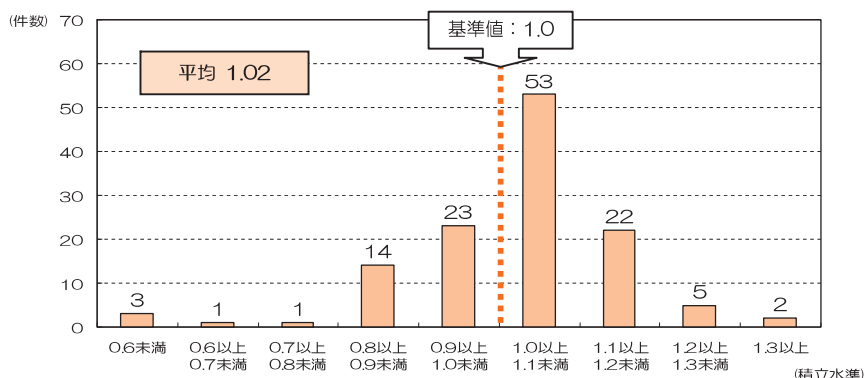
財政検証のうち、継続基準・非継続基準の平成23年度財政決算における積立水準をご案内します。

① 継続基準

＜図4＞は、「（純資産額＋許容繰越不足金）÷責任準備金」の値の分布を示しています。

「（純資産額＋許容繰越不足金）÷責任準備金」の値が1.0未満の場合、掛金の見直し（変更計算）が必要となります。平成23年度財政決算の結果、弊社総幹事先の約34%の基金で掛金の見直しが必要です。

＜図4＞継続基準の積立水準の分布状況（平成23年度）



【ご参考】平成24年度財政決算から適用される財政運営基準の改正のポイント（継続基準）

（i）継続基準上の代行部分の債務の変更

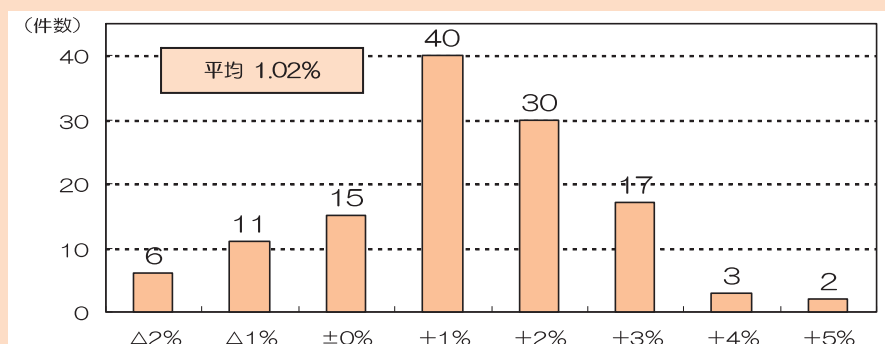
最低責任準備金（非継続基準上の代行部分の債務）はいわゆる「コロガシ方式」で計算されますが、例えば平成23年度の厚生年金本体利回りは平成25年1月から12月までの利息計算に用いられるため、「期ズレ」が生じます。継続基準上はこの「期ズレ」を解消するため、最低責任準備金の計算の中で利息計算に使用する利回りだけを変更し、例えば、平成23年度の利息の計算には、平成23年度の厚生年金本体利回りを使用します。

平成24年度財政検証以降、財政運営基準の改正により、継続基準上の代行部分の債務の計算方法が以下のとおり変更されます。

$$\text{最低責任準備金調整額} = \text{最低責任準備金} \times \left\{ \frac{(1 + \text{前事業年度における厚生年金運用利回り})^{9/12}}{(1 + \text{当該事業年度における厚生年金運用利回り}) / 1.0723 - 1} \right\}$$

上記の計算方法を今年度適用したとして計算すると、継続基準上の代行部分の債務は、平均で1%程度、最大では5%程度増加します（【図】参照）。なお、成熟度の高い基金では債務が増加する傾向に、成熟度の低い基金では減少する傾向にあります。

【図】 財政運営基準改正による継続基準上の代行部分の債務の変動割合の分布



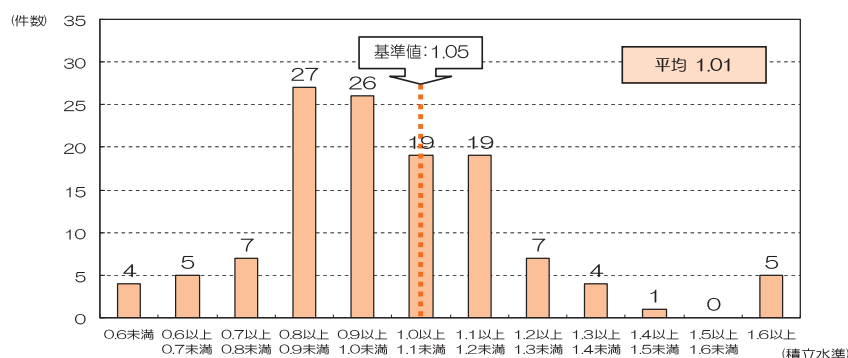
(ii) 継続基準の判定

継続基準に抵触するか否かは、時価での判定（資産評価調整額を加味しない）に変更されます。資産評価調整加算額を計上している場合、現行の基準で継続基準に抵触しない場合でも、変更後の基準では抵触する場合があります。ただし、変更計算の留保条件では、「数理上資産額（＝時価＋資産評価調整額）＋許容繰越不足金」と「責任準備金」とを比較し判定するので、変更計算実施の要否に関しては、実質的な影響が小さいと考えられます。

②非継続基準

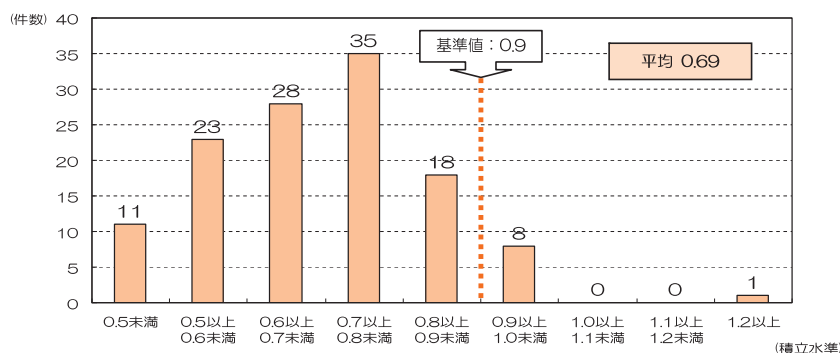
＜図5＞および＜図6＞は、「純資産額÷最低責任準備金」および「純資産額÷最低積立基準額」の値の分布をそれぞれ示しています。「純資産額÷最低責任準備金」が1.05以上かつ「純資産額÷最低積立基準額」が0.9以上であれば、掛金の見直しは不要です（その他、過去3事業年度の実績等により掛金の見直しが不要となる場合があります）。＜図5＞をみると、全体の約62%の基金で最低責任準備金に対する積立水準が基準値である1.05を下回っています。さらに、＜図6＞においては約93%の基金で最低積立基準額に対する積立水準が基準値である0.9を下回っています。

＜図5＞非継続基準の積立水準（最低責任準備金ベース）の分布状況（平成23年度）



（注）「1.0以上 1.1未満」（19件）の内訳は、1.0以上 1.05未満が8件、1.05以上 1.1未満が11件である。

＜図6＞非継続基準の積立水準（最低積立基準額ベース）の分布状況（平成23年度）



【ご参考】平成24年度財政決算から適用される財政運営基準の改正のポイント（非継続基準）

（i）最低積立基準額に対する積立要件

平成23年度財政決算までは経過措置により最低積立基準額に対する積立水準の基準値は0.9とされていますが、平成24年度以降は基準が0.02ずつ引上げられ、平成28年度には1.0となります。ただし、引上げのスケジュールは、改正後の規定の施行の状況、基金を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、必要であれば見直すこととされています。

（ii）掛金の見直し方法

「回復計画を策定する方法」が廃止され、平成28年度財政決算以降は「積立比率に応じた掛金を設定する方法」に一本化されます。平成27年度財政決算までは「積立水準の回復計画を策定する方法」を採用できますが、使用する各種利率や新規加入員の見込み方などの前提が厳格化されます。

また、「積立比率に応じた掛金を設定する方法」についても、今後計算方法が見直される予定です。

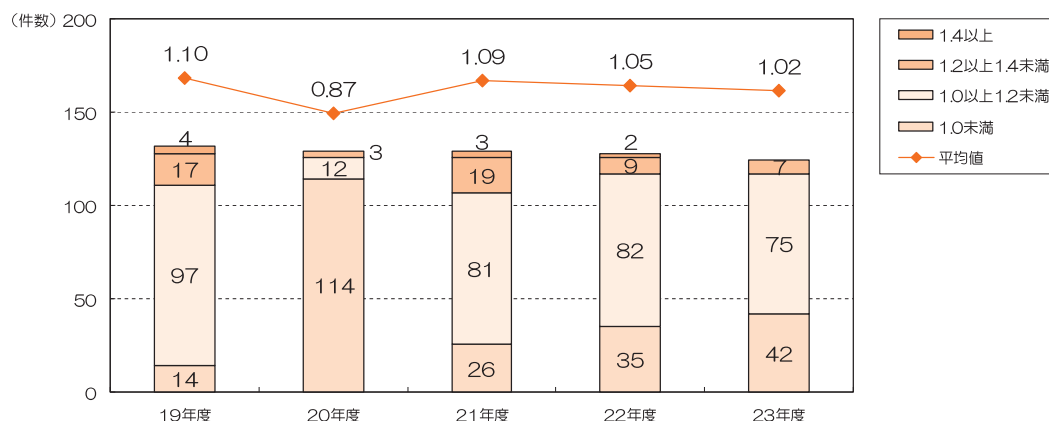
③継続基準・非継続基準の積立水準の推移

各種積立水準の過去5年間の推移を＜図7＞～＜図9＞に示しています。

まず、平均値について、いずれも前年度より低下していますが、その中でも特に「非継続基準に関する積立水準（最低責任準備金ベース）」の低下が目立ちます。これは、昨年度の集計対象であった、最低責任準備金ベースの積立水準が高い複数の単独・連合型基金が代行返上し、集計の対象外となったことが一因と考えられます。しかしながら、総合型基金の平均値の推移についても平成22年度1.04、平成23年度0.98となっており、やはり「非継続基準に関する積立水準（最低責任準備金ベース）」の低下の割合は他と比較してやや大きくなっています。

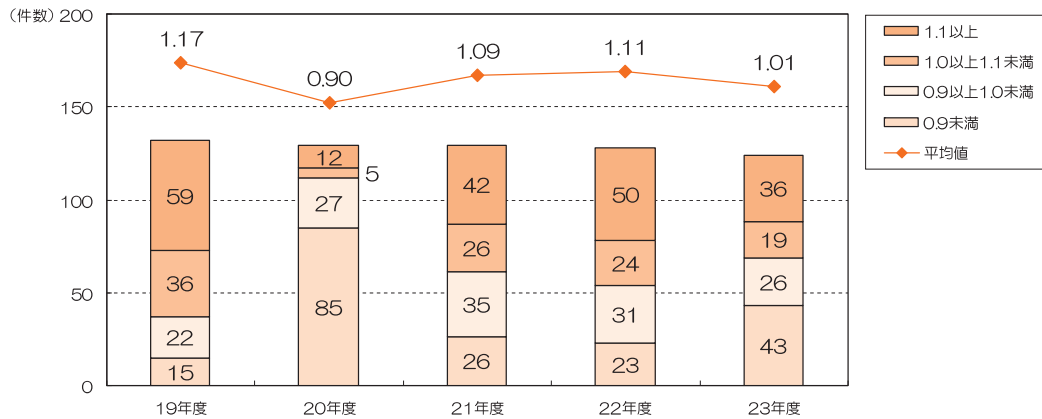
これは継続基準と非継続基準とで代行部分の債務評価に使用する利率の違いに起因するところが大いと考えられます。「2. 資産運用利回りについて」の中で、『代行部分に関しては厚生年金本体と同じ運用利回りを、プラスアルファ部分においては予定利率と同じ運用利回りを達成すると利差損益は発生しない』と述べました。これは継続基準上（貸借対照表上）の話です。非継続基準においては、代行部分に関して最大1年9ヶ月「期ズレ」のある、過去の厚生年金本体の運用利回りを達成しなければ、積立水準が低下します。非継続基準の積立水準が低下しないために代行部分の目標となる利回りは、約5.59%（平成23年4月～12月は平成21年度厚生年金本体利回り7.54%、平成24年1月～3月は平成22年度厚生年金本体利回り△0.26%）です。厚生年金本体と同様の運用を行ったとしても2.17%の利回りという運用環境下において、5.59%の運用利回りを達成することは難しく、最低責任準備金ベースの積立水準の低下が目立つ結果となっていると考えられます。最低積立基準額ベースの積立水準も、最低責任準備金とプラスアルファ部分の過去の加入員期間に応じた一定の給付（＝最低保全給付）の現価相当額の合計であるため、継続基準よりも低下割合が大きくなっています。

＜図7＞継続基準に関する積立水準の推移



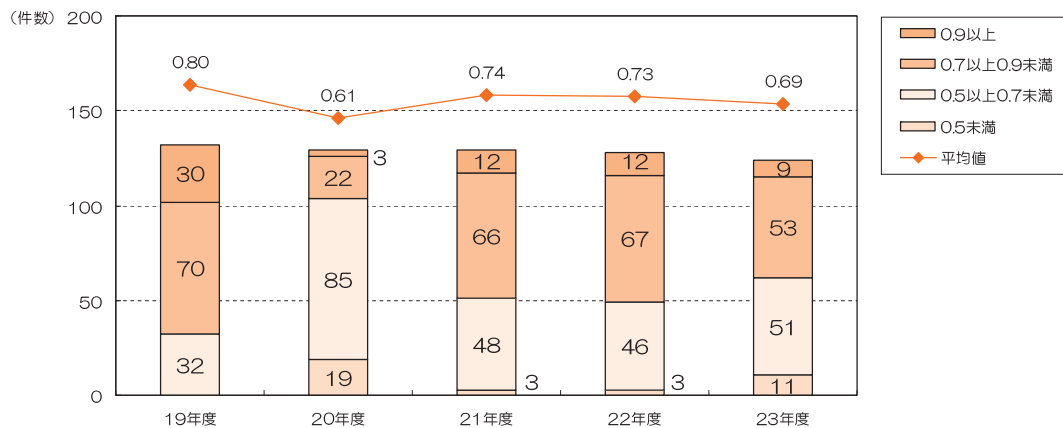
（注）積立水準 = (純資産額 + 許容繰越不足金) ÷ 責任準備金

＜図 8＞非継続基準に関する積立水準（最低責任準備金ベース）の推移



（注）積立水準 = 純資産額÷最低責任準備金

＜図 9＞非継続基準に関する積立水準（最低積立基準額ベース）の推移



（注）積立水準 = 純資産額÷最低積立基準額

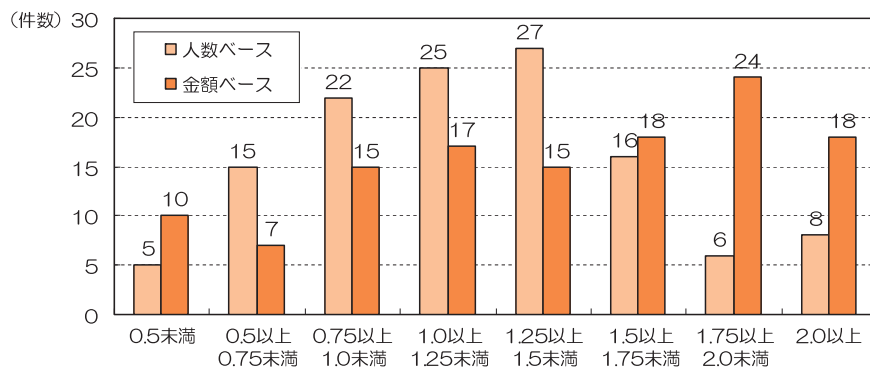
4. 成熟度について

年金制度の成熟度を測る指標として、ここでは人数ベースの成熟度と金額ベースの成熟度について調べてみます。人数ベースの成熟度には「受給者数÷加入員数」と「（受給者数＋受給待期者数）÷加入員数」の2種類が考えられますが、金額ベースの成熟度「給付額÷掛金額」ではわからない受給待期者の影響をみるため、人数ベースの成熟度としては後者を用いることとします。

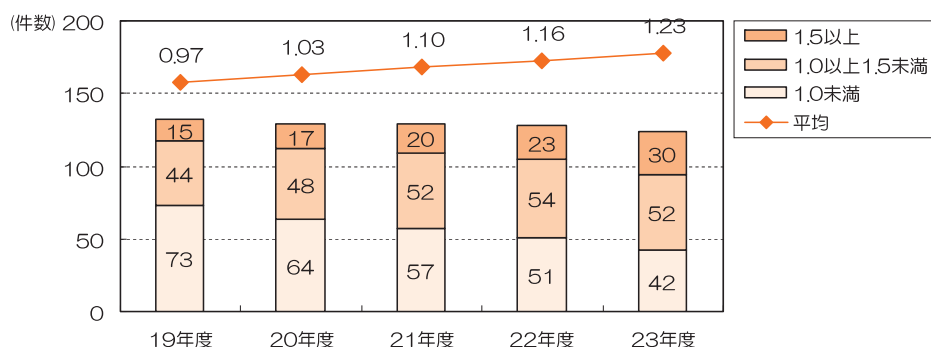
これらの分布および過去5年間の推移は＜図 10＞～＜図 12＞の通りです。なお、金額ベースの成熟度の算定に用いる給付額・掛金額は、それぞれ、損益計算書上の給付費・掛金等収入の値を使用しています。

成熟度は、人数ベースによるもの、金額ベースによるもののいずれも年々上昇していることがわかりますが、成熟度の上昇は時間の経過とともに当然起こることであり、財政状況の悪化を意味するわけではありません。厚生年金基金制度においては、代行部分については「コログシ方式」による債務評価を行っており、係数「0.875」の妥当性の問題は残りますが、給付額はそのまま債務の減少額となります。プラスアルファ部分については、事前積立方式を採用しており、将来的に人員構成やキャッシュフローが「定常状態」に落ち着く、という想定です。「定常状態」とは、加入員・受給権者の年齢別の人数分布が一定数を保ち、従って、掛金収入・給付費が一定の金額に収束している状態をいいます。「定常状態」においては、年間の給付額は掛金額を上回りますが、その上回った額は運用収益で賄うことを前提としています。ただし、加入員数が減少傾向にある場合は、不足金の償却が進まず財政状況が悪化したり、年金資産が減少し予定通りの運用収益が得られなくなったりする等、財政状況が悪化する恐れがあることに留意が必要です。

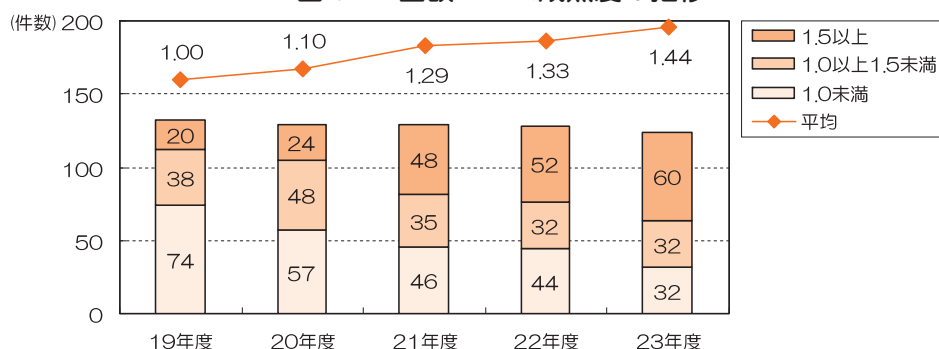
＜図 10＞成熟度の分布状況（平成 23 年度）



＜図 11＞人数ベース成熟度の推移



＜図 12＞金額ベース成熟度の推移



5. まとめ

平成 23 年度の資産運用利回りは平均して△ 1.06%とマイナス利回りですが、過半数の基金においてプラスの利回りを達成しており、前年度と比較すると利回りが改善した基金が多くなっています。しかしながら、継続基準・非継続基準において達成しなければならない利回り水準には届かず、積立水準はほとんどの基金で低下しました。なお、下方回廊方式の適用は平成 24 年 3 月 31 日を基準日とする財政計算が最後となり、当該基準日での変更計算においては適用可能ですが、平成 24 年度以降は不足金の全額を償却する掛金を設定する必要があります。また、平成 24 年度以降改正後の財政運営基準が適用され、非継続基準の変更による基金の財政運営への影響が大きいと思われます。積立比率に応じた掛金の設定方法は現時点では未確定ですが、非継続基準に抵触し積立水準の回復計画を策定する方法で掛金を設定した場合、多くの基金において大幅な掛金引上げの必要が見込まれます。

今後の財政運営基準の改正については、予定利率引下げの際発生する不足金の償却期間の上限の延長、給付減額の条件の明確化といった内容で、7 月 27 日付でパブリックコメント手続きが行われています。これは、AIJ 投資顧問事件を契機として立ち上げられた「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」報告書を受けたものです。この有識者会議の報告書では、予定利率引下げ・給付減額以外にも、最低責任準備金算出時の代行給付費を計算するのに用いられる係数「0.875」の妥当性の問題や、最低責任準備金の 1 年 9 ヶ月の「期ズレ」の解消、給付現価負担金交付基準の緩和といった点について言及されています。特に係数「0.875」の妥当性の問題に関しては早急に見直す必要があるとされており、今後「0.875」が見直され、代行給付費の見込みがより実態に近いものとなれば、その部分で従来発生していた差損益が小さくなることが考えられます。

— りそなコラム —

確定給付企業年金の文書の保存期限について

第30回のコラムのテーマは、確定給付企業年金（以下、「DB」と言います。）に関する文書の保存期限に関する、信託銀行の営業マン「Aさん」と、上司である「B課長」との間のディスカッションです。

Aさん：規約型DBのお客さまから、DBの文書管理に困っているとの相談を受けました。

B課長：うむ。確かに受託機関からはたくさんの書類が送られてくるし、お客さま自身が作成しなければならない書類もある。特に規約型DBを実施している企業の場合、企業年金業務に携わっているのは人事部や総務部の方たちが主で、日々の業務が多忙なか企業年金業務も取り扱わなければならないから、たいへんだよね。ところで、DBに関する文書はざっくり分類するとどのようなものがあるかな？

Aさん：受託機関からは、掛金、給付金、加入者管理などの制度管理に関する書類、年1回の決算報告、少なくとも5年に1回は財政再計算といった年金財政に関する書類などが送られます。それから、他の受託機関も含めて、年金資産の運用に関する報告書類も送られてきます。あとはお客さまに作成いただくものとしては事業報告書など行政宛て提出書類があります。

B課長：そうだね。君の分類の仕方では文書を大別するとこんな感じかな。

- ①制度管理に関するもの
 - ②年金財政に関するもの
 - ③資産運用に関するもの
 - ④行政宛て申請・届出に関するもの
- それと、当然ながらお客さまは受託機関と各種契約を取り交わしているわけだから、そうした契約書類を⑤としよう。
- ⑤受託機関との契約に関するもの

Aさん：はい、そういうことになりますね。

B課長：では、この分類にしたがって具体的に見ていこうか。

Aさん：はい、まず①としては、「加入者原簿」、「受給権者台帳」、「年金・一時金給付明細」（以下、「給付明細」）、「掛金明細」、「元本異動明細」など、それから裁定時にお客さまが受給者から提出を受けるものとして「裁定請求書」とそれに添付する「戸籍抄本または住民票」などがあります。

B課長：書類の呼称は受託機関によって若干異なるだろうが、概ねそのようなところだね。「加入者原簿」や「受給権者台帳」は、当社システムをご利用いただいているお客さまであれば、必要なときに随時出力いただけるよ。「給付明細」と「掛金明細」が「元本異動明細」の出と入りというかたちで連動しているわけだ。

Aさん：はい、②については、毎年の「決算に関する報告書」、企業年金制度を変更したときや財政検証に抵触した場合、あるいは少なくとも5年に1回は行う「財政再計算報告書」があります。

B課長：そうだね。DB制度を維持していくにあたって、年金財政状態を把握しておくことはたいへん大事なことから、きちんと保管していただくべきだね。

Aさん：③としては、月次や四半期、そして年度での運用報告が各受託機関から行われます。直近の各受託機関の運用実績を把握するとともに、年金資産の運用は長期にわたるものなので過去のものもしっかりと保管しておくことが必要だと思います。

B課長：うむ。そのとおりだが、資産運用に関する大切な書類としては、その他に、年金資産全体の運用方法の基本を定めた「年金資産の運用に関する基本方針」（以下、「基本方針」）と各受託機関に対して運用の方法を指示する「年金資産の運用指針」（以下、「運用指針」）があるね。「基本方針」は法令にも定められているものであり、行政の書面監査の際にも提出を求められるものなので、きわめて大切な書類だよ。

Aさん：はい、わかりました。④としては、適年から規約型DBに移行したお客様であれば、移行の際の「規約型企業年金規約承認申請書」、そして適年から権利義務を承継した場合には「権利義務の承継承認申請書」があります。DB発足後に規約変更を行ってれば、「規約変更承認申請書（または届出書）」があります。それらに対して行政から承認された際の「承認通知書」もあります。あとは、「事業報告書」などの毎年決算後4ヶ月以内に行政に提出する書類も保管が必要です。

B課長：そうだね。⑤としては、「年金信託（保険）契約書」、「業務委託契約書」など、DBに関して受託機関宛に調印した書類はもちろんしっかりと保管しておいていただきたいね。

Aさん：そうですね。ところで、お客さまから相談されている事項がもう一つあります。社内の文書については文書保存期間規程で書類の保存期限を定めているものの、DB関連の文書はどれを何年保存すればいいのか、法令などで決められているのか、とのご質問なんです。

確定給付企業年金の文書の保存期限について

B課長：なるほど。DBに関する文書の保存年限は、法令では特段定められていないんだよ。だが、厚生年金基金の事務取扱いや諸々の法令に定められた時効などを参考にすると、大まかな保存期限の目安をご提示することはできるだろうね。

Aさん：そうなんですか。では、たとえば永久保存が必要な文書はどれでしょうか？

B課長：④の行政に提出した承認申請書や届出書、行政からの承認通知などはDB発足以来のすべてを永年保存とするのがよいね。行政の実地監査でも、こうした書類は提示を求められるよ。⑤の契約書類は、社内の文書保存期間規程に定めがあるかもしれないが、こうした契約書類も永年保存が望ましいね。③の資産運用関連では、運用実績の報告書類は必要に応じて適宜保存してもらえばいいが、「基本方針」と「運用指針」は資産運用のもっとも基本となるものだから、これも永年保存とするべきだ。

Aさん：わかりました。①の制度管理や②の年金財政に関する文書はいかがでしょうか。

B課長：①では、法令で備え付けが義務付けられている「加入者原簿」は永年保存、「受給権者台帳」についても永年保存が望ましい。ただ、先ほど述べたように、当社のシステムであればいつでも出力できる。②については、「財政再計算報告書」は年金財政や、数理債務のもととなる基礎率、あるいはそれらをもとに算出される掛金についての重要な資料だから、これも永年保存だろう。

Aさん：ある程度保存期間を限定できるものはありますか？

B課長：①でいえば、裁定に関する文書や「給付明細」など債権債務にかかわるようなものは、民法の消滅時効が10年であることを鑑みると、10年が目安だろう。あとは、「元本異動明細」や「掛金案内」などはお客さまが経理処理に用いている場合には、経理に関する文書規程に基づいて保存してもらえばいいね。おおよそ5年程度が目安だろう。②では、毎年の決算に関する文書も10年程度が目安ではないかな。

Aさん：わかりました。まとめて表にしてみます。

B課長：おっと、大事なことを忘れるところだったよ。DB規約では普通、就業規則や退職金規程などの社内規程を引用している。こうしたDB規約に引用している社内規程は永年保存の必要があるね。当然ながらこうした社内規程はお客さま自らが制定されたものであり、文書保存期間規程に期間が定められているだろうが、それとは別途、DB関連書類として保存してもらう必要がある。改訂を重ねていった場合、過去のものもすべて保存していただくべきだね。これを⑥としよう。

⑥（DB規約で引用している）各種社内規程

Aさん：はい、わかりました。表にまとめると、このような感じでしょうか。

保存年限	文書名	文書の種類
永年	加入者原簿、受給権者台帳	①制度管理
	財政再計算報告書	②年金財政
	運用基本方針、運用指針	③資産運用
	規約型企業年金規約承認申請書	④行政宛て
	適格退職年金契約に係る権利義務の承継承認申請書	
	規約型企業年金規約変更承認申請書、同届出書	
	DB規約	
	承認通知	⑤契約書類
	年金信託（保険）契約書、業務委託契約書	
	就業規則等の社内規程	⑥社内規程
10年	給付明細	①制度管理
	裁定請求書	
	年金決算報告書類	②年金財政
5年	元本異動明細	①制度管理
	掛金案内	

B課長：うむ。いいんじゃないかな。

Aさん：はい、文書整理・保存の目安として、お客さまにご提示してきます。

企業年金ノート No.533

平成24年9月 リそな銀行発行



リそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「リそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）

信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3384 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※リそな銀行「リそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>